

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成 30 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		家庭児童相談室事業			②事業番号		4302		
③事業類型		2. 法上(任意)事業		④開始年度	平成 17 年度	⑤終了予定年度	年度	○ 設定なし	
⑥根拠法令等		○ 法令	○ 条例	○ 規則	○ 要綱	○ 計画等	その他 法令等の名称: 児童福祉法		
⑦実施手法		○ 直営	○ 全部委託	○ 一部委託	○ 補助・負担	○ その他			
⑧関連予算科目コード		款	3	項	2	目	5	細目	3
⑨担当部名		健康福祉部			⑩担当課名		保育子育て支援課		
							会計		一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

[1]事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 18歳未満児童と保護者	① 児童数(0~17歳)	人
② 養護相談(虐待)	② 養護相談(虐待)	件
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
平成28年、児童福祉法の一部改正により子どもの権利に関する条例に基づき子どもの最大の利益を優先し、全ての子どもが健全に育成されるよう子ども虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を行う。また子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の運営調整事務局として代表者会議等の調整と実務者会議におけるケースの進行管理及び各部会の調整を行う。 子どもの福祉に関する支援等に係る業務。子どもに関する相談全般から通所、在宅支援を中心とした相談対応や調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務。	① 要保護児童者数(次年度に引き継ぐ人数)	人
	② 児童虐待相談受理児童者数(新規)	人
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
困難を抱えている親子の思いに寄り添いながら支援を進め、虐待の早期発見と防止を図る。 子どもの最も身近な場所における子どもの権利の保障、子どもの福祉に関する支援等を充実させることにより、子どもとその保護者が地域で安心・安定した暮らしが継続できることを目指す。	① 要保護最終児童者数	人
	② 計算式	
	③ 計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
安心して子育てができる環境を提供することで、結婚、出産、育児への不安やためらいなどが解消され、少子化の抑制並びに定住促進にも繋がる。 その他の体系上の位置付け ( 2 - 1 - 2 - 2 ):発達支援・障害児支援の充実 ( 2 - 1 - 2 - 3 ):子どもの虐待防止の推進	政策(章)	2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	1: 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします
	施策中	2: 子育てしやすい環境の整備
	施策小	1: 子どもを育てる環境づくり

[2]各種指標値、事業費の推移

指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標① 児童数(0~17歳)	人	11,315	10,626	10,243	10,100	10,000	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標② 養護相談(虐待)	件	1,072	940	746	919	919	
活動指標① 要保護児童者数(次年度に引き継ぐ人数)	人	31	35	14	26	26	
活動指標② 児童虐待相談受理児童者数(新規)	人	39	17	57	37	37	第三者評価委員会を踏まえ、対象指標②・活動指標・成果指標を見直し。
活動指標③							
成果指標① 要保護最終児童者数	人	39	28	7	10	10	
成果指標②							事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標③							
事業費	投入人員	人	2.25	2.25	2.95	3.00	
	正職員	人	2.00	2.00	2.10	1.00	
	任期付職員	人	1.55	0.00	1.30	1.00	
	臨時職員	人	1.55	0.00	1.30	1.00	
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	27,134	24,428	32,967	29,265	
	直接事業費	千円	2,362	2,003	3,368	3,452	
	総事業費	千円	29,496	26,431	36,335	32,717	
財源内訳	国庫支出金	千円	2,346	2,460	0	0	-
	府支出金	千円	7,279	6,628	29,567	29,000	
	受益者負担金	千円	0	0	0	0	
	その他特定財源	千円	0	0	0	0	
	一般財源	千円	19,871	17,343	6,768	3,717	

[3]事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	平成16年の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定された。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	児童福祉法の改正により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の必要性から子育て世代包括支援センターの設置や、要保護児童対策地域協議会への専門職配置、家庭児童相談室の機能強化が求められている。また、平成28年の児童福祉法の一部改正により拠点づくりとコミュニティを基盤としたソーシャルワークの展開として市町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けての整備課努力義務となった。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	-

### 3. 事務事業の評価【CHECK】

#### [1]目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[1]の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する アイ. ある程度 ウ. しない	育児に対し悩みを抱える保護者に対する支援を行うことは、子どもを育てる環境づくりには不可欠である。
②税金を使って達成する目的ですか。(市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい アイ. ある程度 ウ. いいえ	児童福祉法において児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確化されている。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。(他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている アイ. ある程度 ウ. いない	近隣自治体と比較しても、支援者の数やスタッフ等について類似したものとなっている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある アイ. ある程度 ウ. ない	法律上義務化された事業であるため、廃止はできない。

#### [2]有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[2]の評価

A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている アイ. ある程度 ウ. いない	—
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。(事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	子育てに関わる組織全般に関連する業務であるため、機構改革等により業務の整理が必要。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし アイ. できる ウ. できない	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の事務局として他の部局(教育委員会、保健センター等)との情報連携を行っている。

#### [3]効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[3]の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。(業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	専門性の高い職員の配置及び関係機関とのネットワークを強化し情報の共有をすすめる。ただし、機密性の高い個人情報が含まれるため、関係機関の個人情報の管理体制の強化が必要となる。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。(歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	—

### 4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A:現状のまま事業を進めることが適当
	B	平成30年度施行の改正児童福祉法により、さらなる事業の充実が求められていることから、他の部局との連携及び組織・人員配置の見直しが必要。	B:事業の進め方に改善が必要 C:事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要

### 5. 改革、改善案【ACTION】

#### <今後の方向性>

イ	<p>ア. 現状のまま継続</p> <p>イ. 見直しのうえで継続</p> <p>ウ. 終了 ( ___ 年まで)</p> <p>エ. 休止 ( ___ 年から)</p> <p>オ. 廃止 ( ___ 年から)</p>
a	<p>&lt;今後の展開方針&gt;</p> <p>a. 重点化する(集中的なコスト投入)</p> <p>b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える)</p> <p>c. 効率化する(コストを下げる)</p> <p>d. 簡素化する(規模を縮小する)</p> <p>e. 統合する(他の事務事業と統合する)</p>
①改革、改善の具体案、実施年度など	平成30年度施行の改正児童福祉法により、児童相談所から市町村に事業送致が可能となったため、取扱い件数が増加することが予測される。そのため、平成31年度をめどに、人員体制等の見直しを進める。
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	困難事案に対応できる相談員としての高いスキルと知識を有する職員が必要であることから、即戦力となる職員の確保が必要。